

## 取消しの理由の制限（第 10 条第 1 項）についての検討課題

(参照条文)

(取消しの理由の制限)

行政事件訴訟法第 10 条第 1 項 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

### これまでの議論及びさらに検討すべき課題

自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消を求めることができないと定める行政事件訴訟法第 10 条第 1 項については、主観訴訟における当然の制限を規定したものにすぎないとの評価がある反面、特定の違法事由についてそれが誰の利益に関係するものかについては不明確な場合もあり、「自己の法律上の利益に関係のない違法」を広く解すると、国民の権利利益の救済の障害となる場合もあるのではないかとの指摘もあった。

取消しの理由の制限について検討するには、処分の取消しの原因である「処分の違法」(行政事件訴訟法第 10 条第 2 項参照)とは何かという問題との関係についても検討が必要と思われる。

### 検討が必要と思われる問題点

自己の法律上の利益に関係のない違法が処分の取消の理由にならないのは、取消訴訟の主観訴訟としての性格から当然の制限を規定したものにすぎず、「自己の法律上の利益に関係のない違法」の解釈・運用が適切にされれば問題はないのではないか。

行政事件訴訟法第 10 条第 1 項の規定は、当然の事理を規定したものであるとしても、行政法令には個人の保護よりも公益目的のために設けられた規定が多いから、「自己の法律上の利益に関係のない違法」を広く解すると、このような法令違反を取消事由として主張できなくなるおそれがある、との懸念についてどのように考えるか。そのような弊害をなくすため、行政事件訴訟法第 10 条第 1 項を削除し、違法事由の内容・程度に応じ、柔軟な対応を可能とする別の制度を検討する必要はないか。例えば、土地収用法第 131 条第 2 項や商法第 251 条の規定にならい、処分の手続が法令に違反する場合に限り、その違法が軽微なものであって、かつ、処分に影響を及ぼすおそれがないと認めるときには、裁判所の裁量で請求を棄却することができる制度を検討することはどうか。

(参考)

土地収用法第 131 条

(不服申立てに対する決定及び裁決)

第百三十一条 国土交通大臣の事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、公害等調整委員会の意見を聞いた後にしなければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

商法第 251 条 決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ニ違反スルトキト雖モ裁判所ハ其ノ違反スル事実ガ重大ナラズ且決議ニ影響ヲ及ボサザルモノト認ムルトキハ請求ヲ棄却スルコトヲ得